

第 4 期障害福祉計画に係る基本指針の見直しについて

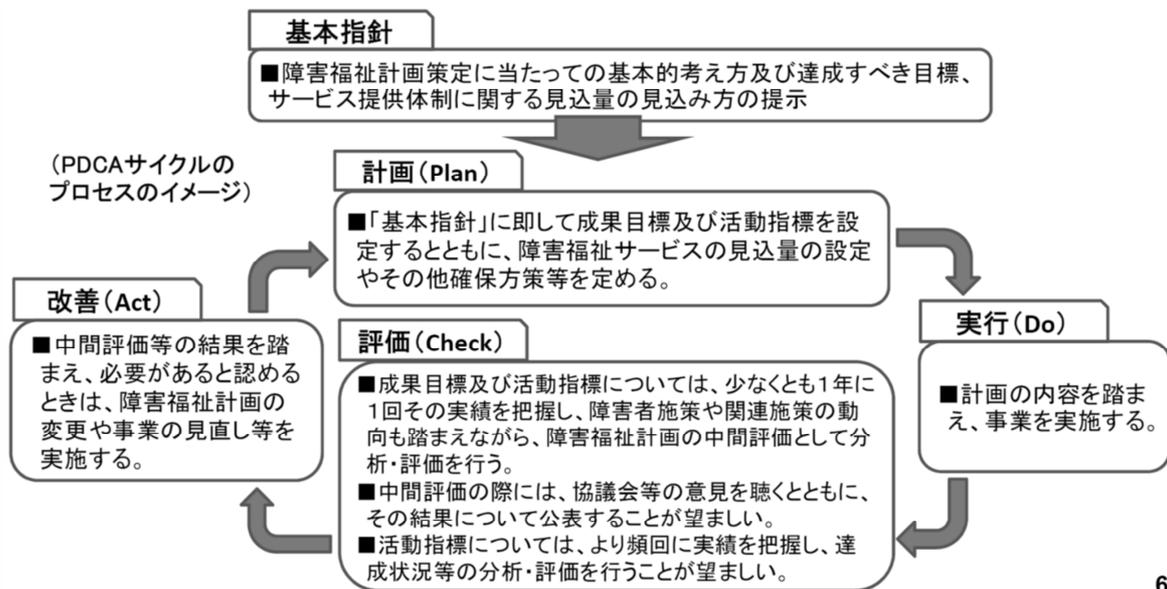
◇主な改正内容◇

1. 計画の作成プロセスに関する事項

① PDCAサイクルの導入

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年に1回は実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じること等を盛り込む。

《PDCAサイクルプロセスのイメージ》



2. 個別施策分野：成果目標に関する事項

① 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とする。

なお、第4期障害福祉計画における目標の設定に当たり、平成26年度末において、第3期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成29年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定する。

② 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）→都道府県対象

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえ、都道府県は、平成29年度までの目標として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。

なお、入院後3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率について、既に実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

- ・平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上
- ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上
- ・平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少

③ 地域生活支援拠点等の整備（新規）

地域における障害者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点の整備の方向性等を定める。

④ 福祉から一般就労への移行促進（整理・拡充）

平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上にするとともに、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定する。

- ・平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加
- ・全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

3. 個別施策分野：その他

① 障害児支援体制の整備（新規）

子ども・子育て支援法に基づき、都道府県及び市町村が作成することとなる子ども・子育て支援計画において、障害児支援に係る記載がなされる予定であること等を踏まえ、基本指針においても障害児支援の提供体制の確保に関する事項を定める。

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ・障害児相談支援の利用児童数
- ・障害児入所施設（福祉型、医療型）の利用児童数 →区市町村は見込まなくてよい

② 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等を定める。